

地域ケア会議とその他の会議との相違点 確認表

項目	地域ケア会議 (個別ケース検討)	サービス担当者会議	高齢者虐待対応 「個別ケース会議」	地域包括支援センター 運営協議会	事例検討会	研修会	その他の会議
開催主体	地域包括支援センター または市町村	介護支援専門員（契約が前提）	市町村	市町村	会ごとに異なる	会ごとに異なる	会ごとに異なる
目的	ケース当事者への支援内容の検討、地域包括支援ネットワーク構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握など	利用者の状況等に関する情報共有、サービス内容の検討および調整など	高齢者虐待対応の方針検討・支援計画の策定をするために必要なメンバーで構成される	地域包括支援センターの業務に関する評価を行い、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す	事例検討会は様々な目的で実施されているが、援助者の実践力の向上を主目的とする場合には、研修としての意味合いが強い	支援者の技能向上を目標として開催	顔の見える関係づくりのみを目的としたネットワーク会議や懇談会など
根拠	<ul style="list-style-type: none"> 「地域支援事業の実施について」（厚生労働省老健局長通知） 「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第9号 	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者虐待防止法」（第9条1項、第16条） 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月、P57 	<ul style="list-style-type: none"> 「包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない」（法案第115条の3第4項）」 地域包括支援センターの手引き 	会ごとに異なる	会ごとに異なる	会ごとに異なる
参加者	行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織、本人・家族等	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等	行政職員、センター職員、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、民生委員、地域ケア推進員、関係行政職員、かかりつけ医、弁護士等、本人・養護者・親族等	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等） ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号） ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者 	会ごとに異なる	会ごとに異なる	会ごとに異なる
内容	サービス担当者会議で解決困難な課題等を多職種で検討（例） <ul style="list-style-type: none"> 支援者が困難を感じているケース 支援が自立を阻害していると考えられるケース 支援が必要だと判断されるがサービスにながっていないケース 権利擁護が必要なケース 地域課題に関するケース等 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取 	事実確認や収集した情報の結果を分析し、今後の支援・介入が必要な事例についてはケース会議を開催します。ケース会議は、地域包括支援センター職員がコーディネートし、会議メンバー招集の調整や進行役を勤め、ケース会議メンバー間の調整を図って、今後の支援がスムーズに行くようにします。	運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること (b) センターの運営に関すること (c) センターの職員の確保に関すること (d) その他の地域包括ケアに関すること 	会ごとに異なる	会ごとに異なる	会ごとに異なる
地域ケア会議になる可能性	X	なし	<ul style="list-style-type: none"> ①虐待事例の要因分析を通して、その要因が地域に共通する課題になっているかどうかの検討と、その対応の検討 ②通報・相談の遅れや関係機関の協力拒否等、高齢者虐待の連携協力体制上の課題の共有と対応の検討 ③高齢者虐待防止・対応において緊急分離をする際の課題共有と対応の検討 ④成年後見制度を活用する際の課題共有と対応の検討 	「地域包括支援センターの設置運営について」7-(3)に規定する所掌事務のうち、「(e) その他の地域包括ケアに関すること」について、地域づくり・資源開発や政策形成等の地域ケア会議の目的や機能に合致する内容の検討を行う場合には、地域ケア会議に置き換えられます。	地域ケア会議と同じ目的および機能を果たしているものであれば、名称にかかわらず地域ケア会議として整理することが可能。	個別事例の積み重ねを通して、支援者の資質が地域課題として取り上げられ、その対策として研修会を開催するといった決定までのプロセスは地域ケア会議に該当します。つまり、個別事例の積み重ねから地域課題を発見し、その解決のための手法を検討することまでが地域ケア会議であり、その結果行われる取り組みは地域ケア会議以外の事業として整理する必要があります。	関係性を構築することのみを目的とせず、個別支援における連携強化や、地域の基盤整備を目指すための顔合わせといった、具体的な目標に向かうなかでの一環として開催される場合は、地域ケア会議として位置づけることも可能